

富良野市地球温暖化対策実行計画

エコオフィス推進庁内地球温暖化対策実行計画

平成 23 年 6 月
富 良 野 市

目 次

第 1 章実行計画の基本的事項 2

- 1．計画の目的
- 2．計画の位置づけ
- 3．計画の期間
- 4．対象とする事務・事業
- 5．対象とする温室効果ガス

第 2 章温室効果ガスの排出状況 3

- 1．温室効果ガスの排出状況

第 3 章温室効果ガス排出量の削減目標

4

第 4 章目標達成に向けた具体的取組み 5

事業所としての市が取り組む省資源・省エネルギー活動

第 5 章計画を進めるために 8

- 1．計画の推進体制
- 2．計画の進行管理
- 3．計画の進捗状況の公表

資料 富良野市役所温室効果ガス総排出量算定表（平成 21 年度と平成 12 年度の比較）

第 1 章 実行計画の基本的事項

1 . 計画の目的

この計画は、富良野市役所が市内における大規模な一事業者、一消費者であることを認識し、自らの事務・事業を進めるにあたり発生する温室効果ガスの排出量を抑制するための措置を定め、市が率先して環境に配慮した消費行動や環境負荷の少ない事業活動の取り組みを進めることにより、市民・事業者の模範として、地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

2 . 計画の位置づけ

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3」、及び「第2次富良野市環境基本計画・富良野市地球温暖化対策実行計画」（平成23年度～平成32年度）に基づく「実行計画」であり、富良野市役所として地球温暖化防止に向けた具体的行動を示すものである。

地球温暖化対策の推進に関する法律 （平成 20.6.13 法律第 67 号）

（地方公共団体実行計画等）

第 20 条の 3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

計画期間

地方公共団体実行計画の目標

実施しようとする措置の内容

その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

第二次富良野市環境基本計画・富良野市地球温暖化対策実行計画

～ふらのの魅力を支える環境と共生するまちをめざして～

（平成 23 年 3 月策定）

本市の中長期的な将来を見据えた「低炭素社会のまちづくり」に向けた目標を明確にするとともに、本市の地域的、社会的特性を活かし、市民、事業者、市が一体となり、地球温暖化対策に積極的かつ効率的に取り組む指針を示したもの。

3 . 計画の期間

この計画は、平成 2 年度（1990年）を基準年度とし、平成23年度（2011年）から平成32年度（2020年）までの10か年の計画とする。

また、環境問題の進展や社会情勢の変化、市の環境に対する制度の整備等の進捗

を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行う。

4．対象とする事務・事業

この計画が対象とする事務・事業は、富良野市の全組織（支所、保育所、教育施設、学校等）において実施する事務・事業全般とする。

なお、原則として、外部への委託等により実施する事務・事業は対象外とするが、温室効果ガスの排出抑制等の措置が容易なもの、あるいは可能なものについては、受託者に対して協力を要請するものとする。

5．対象とする温室効果ガス

この計画では、排出量が多く、地球温暖化に最も支配的な影響を及ぼし、かつ一般の市民生活や事業活動等の全ての主体の主要な排出源である「二酸化炭素(CO₂)」のみを対象とする。

二酸化炭素(CO₂)以外は信頼性のある排出量算出が困難なため計画の対象外とする。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（法律第2条第3項）が対象とする温室効果ガス：6種類。

ガス種類	地球温暖化係数	性質	用途、排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	1	代表的な温室効果ガス。 日本の場合、温室効果ガスの中で二酸化炭素の比率が90%と極めて高い。	電気の使用、化石燃料の燃焼（ガソリン、軽油、灯油、LPG）、 廃棄物の焼却など。
メタン (CH ₄)	21	天然ガスの主成分で、常温で気体。 よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋立など。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	310	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）などのような害はない。	燃料の焼却、工業プロセスなど
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	数百から 1万程度	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。 強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど。
パーフルオロカーボン (PFC)	数千から 1万程度	炭素とフッ素だけからなるフロン。 強力な温室効果ガス。	半導体製造プロセス、電子部品などの不活性液体など。
六フッ化硫黄 (SF ₆)	23,900	硫黄とフッ素だけからなるフロンの仲間。強力な温室効果ガス。	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体製造プロセスなど。

注1 地球温暖化係数：温暖化ガスの一定期間内における温室効果の度合いを示す値。二酸化炭素を1とした値で示される。

第2章 温室効果ガスの排出状況

1．温室効果ガスの排出状況

温室効果ガスのうち、この計画で対象とした二酸化炭素(CO₂)の市の事務・事業に伴う使用エネルギー別の平成21年度の排出量は、下表のとおりである。

二酸化炭素（CO₂）の排出量は、5,561,979kg CO₂で、その内訳は、電気の使用が2,994,689kg CO₂、53.8%、燃料の使用2,567,290kg CO₂、46.2%となっている。また、電気・A重油・灯油の三種類で総排出量の94.9%を占める。

平成21年度（2009年）の排出量は、平成12年度（1990年）対比では、23.0%の減少となっているが、この大きな要因は施設の廃止、委託など対象施設の減少によるものである。

<使用エネルギー別の二酸化炭素（CO₂）排出量：平成21年度（2009）>

項目	年間使用量 (2009)	排出係数	排出量 (kg - CO ₂) a	割合 (%)	1990排出量 (kg - CO ₂)b	90'対比 a/b-1 (%)
電気の使用	6,916,142Kwh	0.4330	2,994,689	53.8	3,146,341	4.8
燃料の使用	-	-	2,567,290	46.2	4,072,772	37.0
ガソリン	68,420L	2.3217	158,851	2.9	120,072	32.3
軽油	38,286L	2.6192	100,279	1.8	566,753	82.3
灯油	356,380L	2.4895	887,208	16.0	1,185,377	25.2
A重油	515,877L	2.7096	1,397,820	25.1	2,153,684	35.1
L P G	7,710kg	3.0003	23,132	0.4	46,886	50.5
合 計			5,561,979	100.0	7,219,113	23.0

注1 排出係数：地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条に基づく。
なお、電気の排出係数は(株)北海道電力の数値を用いた。

第3章 温室効果ガス排出量の削減目標

市の事務・事業に伴う温室効果ガス(二酸化炭素CO₂)総排出量を平成32年度(2020年)までに平成12年度(1990年)比で25%削減することを目標とする。なお、事業の目的により削減が困難なものは現状の排出を超えないことを目標とする。

この目標は、第2次富良野市環境基本計画・富良野市地球温暖化対策実行計画の目標値と一致するものである。

「第2次富良野市環境基本計画・富良野市地球温暖化対策実行計画」では、富良野市全体の削減目標を、平成32年度(2020年)までに平成12年度(1990年)比で25%としている。

市の事務事業に伴う温室効果ガス(二酸化炭素CO₂)の排出状況は、第2章のとおり対象施設の減少による要因が大きいことから、「市本庁舎の排出量」についても進行管理の参考指標として活用することとする。

年 度	二酸化炭素総排出量 ()内：市本庁舎	削減量 ()内：市本庁舎	削減率 ()内：市本庁舎
平成12年度 (1990年)	7,219,113 kg - CO ₂ (333,779 kg - CO ₂)	-	-
平成21年度 (2011年)	5,561,979 kg - CO ₂ (272,106 kg - CO ₂)	1,657,134 kg - CO ₂ (61,673 kg - CO ₂)	23.0% (18.5%)
平成32年度	5,414,334 kg - CO ₂	1,804,779 kg - CO ₂	25.0%

(2020年)			
---------	--	--	--

第4章 目標達成に向けた具体的な取組み

温室効果ガス（二酸化炭素（CO₂））排出量の削減と環境に与える負荷を可能な限り軽減するために、地域の一事業者としての立場から、率先して省資源・省エネルギー活動に取り組むものとする。

現代の日本社会においては、市民の日常生活から企業の事業活動にいたるまで、すべて行動に温室効果ガスの排出が伴っていると言っても過言ではなく、「全く出さない」ことは不可能だが、エネルギー消費のありかたを知り、「減らしていく」ことは可能である。

市の事務・事業の実施にあたっては、様々な場面、行動においてわずかな心がけで「減らしていく」ことが可能な取組みもあり、職員一人ひとりが共通認識のもと積極的に省資源・省エネルギー活動に取り組むこととする。

また、取組み内容は適宜見直しを行い、継続的なものとする。

なお、各所属での業務の内容とその特殊性、施設、機器の整備状況等も考慮しながら進めるものとする。

参考:第2次富良野市地球温暖化対策実行計画抜粋

温室効果ガスの削減施策

基本目標 1

「環境負荷の小さい循環型ライフスタイル
～ヒトの力～」

施策 環境負荷の小さいライフスタイル・ワークスタイルの形成

省エネ行動の促進

省エネ型電気機器の導入

資源・エネルギーの効率的な利用の推進

環境負荷の少ない移動手段の確立

意識啓発・環境学習

施策 循環型社会の維持と更なる増進

廃棄物発生量の抑制

廃棄物の資源化

基本目標 2

「自然資源・エネルギーの地産地消
～自然の力～」

施策 再生可能エネルギーの利用

太陽エネルギーの利用促進

木質バイオマス燃料の利用促進

廃棄物バイオマス燃料の利用検討

小規模水力発電の導入

雪氷熱利用の導入検討

施策 吸収源機能を活用した低炭素社会の形成

森林吸収量の拡大

間伐材・残材の有効利用

都市公園等の都市緑化の有効活用

耕作放棄地の有効活用

事業所としての市が取り組む省資源・省エネルギー活動

実施単位

「施設」：基本的に、施設単位（本庁舎、出先施設）で取り組む活動

「各課」：各課、職員一人ひとりが取り組む活動

取 組 み 内 容	実施単位	
	施設	各課
1．施設の省エネ活動（電気・A重油・灯油・LPG）		
不必要な電灯の消灯を徹底する。		
・ 始業開始前・昼休みは、必要箇所を除いて消灯を徹底する。		
・ 窓際の照明は、業務に支障のない程度に消灯する。		
・ 残業時は、業務に支障のない範囲での部分照明に努める。		
・ トイレ、廊下、階段等の照明は、来庁者の支障にならない範囲で消灯する。		
パソコン等長時間使用しない場合は、電源を切る。		
長時間使用しないテレビの主電源を落とす。		
エレベータの利用は控え、階段の利用に努める。		
閉庁日はエレベータ電源を落とす。		
計画的な業務執行により残業時間の短縮に努める。		
冷房温度は 28 以上、暖房温度は 20 以下とする。		
夏季はノーネクタイ等クールビズ、冬季は重ね着等ウォームビズを励行する。		
ガス、電気の漏洩チェックを定期的に行う。		
燃焼設備の更新にあたっては、CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器・空調等の環境負荷が少なく、エネルギー効率の良い設備の導入を検討する。		
太陽光発電、ソーラーシステムなどの新エネルギーの導入を検討する。		
木質ペレットストーブ、ボイラーの導入を検討する。		
照明器具、電化製品の購入時は、消費電力の少ない LED 等節電型等の製品購入に努める。		
2．自動車の省エネ活動（ガソリン、軽油）		
近距離の公務は徒歩又は公用自転車を利用する。		
通勤距離が 2 km 未満の通勤者は、原則として自転車または徒歩とする。		
アイドリングストップ、急発進・急加速の自粛などエコドライブを励行する。		
車両から離れる場合は必ずエンジンを切る。		
車内に不要な荷物を積まない。		
経済速度(40km/h、高速道 80km/h)での走行を心がける。		
給油時にはタイヤの空気圧をチェックする。		
公用車の購入は、低公害・低燃費の車種とする。		
3．節水活動		
洗車、手洗い・歯磨きなど際は、水を出しっぱなしにしないなど節水に努める。		
水道の漏水チェックを定期的に行う。		
水道を減圧調整し、使用量の抑制に努める。		
4．事務用品の購入・コピー用紙等の使用における環境配慮		
在庫管理を徹底し、必要数以上に物品を購入しない。		
エコマークやグリーンマークのついた製品を購入する。		

詰め替え等により繰り返し利用が可能な製品を購入する。		
リサイクル素材を使用した製品やリサイクルしやすい設計の製品を購入する。		
電子メールや社内 LAN を活用し、用紙類の節減に努める。		
ファイリングシステムで文書を共有化し、個人の資料所有は必要最小限とする。		
カラーコピーは必要最小限の利用とする。		
両面コピー、裏紙利用、ミスコピーの防止を徹底する。		
内部資料等は裏紙、両面コピーを基本とし、簡素化に努め必要以上に作成しない。		
ファイリングする文書は裏紙を利用しないが、両面・縮小コピー等節減に努める。		
使用済み封筒の再利用に努める。		
5. ごみの減量化・リサイクル活動		
弁当ガラの出やすいものは避ける。		
割り箸、紙コップなど使い捨て用品は避ける。		
ごみの分別を徹底し、資源化に努める。		
コピー・プリンター等のカートリッジ類は業者による回収を徹底する。		
古紙（両面使用済コピー用紙、封筒等）は資源ごみとして排出する。		
冊子、チラシ、報告書等印刷物は、必要性をよく考慮し最小限とする。		
イベント等の開催時には、できるだけごみを出さない運営に努める。		
6. 建築物の設計・維持管理等における環境配慮		
建築物の断熱構造化や採光・通風の最適化を図る。		
建設副産物の発生抑制やリサイクルの推進に努める。		
工事の実施にあたっては、現場周辺の環境に及ぼす影響を考慮し、環境負荷の少ない施工方法を推進する。		
建設資材はリサイクル資材、又はリサイクルできる資材をできるだけ使用する。		
工事の際の発生する建設副産物（建設廃棄物）を抑制し、再利用に努める。		
施設の新設及び改修時には、太陽光発電、ソーラーシステム等の新エネルギーの活用を検討するとともに、省エネ機器等の導入に努める。		

以上のほか職場単位で実施が可能な温暖化ガス排出抑制策などがあれば、それぞれで対策を講じるものとする。

第5章 計画を進めるために

1. 計画の推進体制

この計画に掲げる目標の実現、そのための取組みを計画的に推進していくための全庁的組織は、「富良野市庁内地球温暖化対策推進会議」（平成15年4月25日設置）とする。

推進会議の役割

- ・地球温暖化対策実行計画の策定
- ・取組みの進捗状況点検、評価
- ・地球温暖化対策実行計画の見直し
- ・地球温暖化対策に関する調査・研究
- ・職員の意識高揚に向けた研修、啓発

事務局

総務部総務課

富良野市庁内地球温暖化対策推進会議
構成：各部長
委員長：総務部長
副委員長 総務課長、市民環境課長
富良野市庁内地球温暖化対策推進責任者
各部長、議会事務局長、看護専門学校長
富良野市庁内地球温暖化対策推進委員
各課長
エコオフィス推進員
各課に1名

2. 計画の進行管理

- 1) 調査 毎年度、エネルギー使用量等を把握する。

担当：総務部財政課

- 2) 集計 毎年度、事業所としての市の二酸化炭素（CO₂）排出量を集計する。

担当：総務部市民環境課

- 3) 点検・評価・見直し

推進会議において、「温室効果ガス（CO₂）排出量の削減目標」並びに「目標達成に向けた具体的な取組み」の進捗状況を点検、評価し、必要に応じ計画（取組み）の見直しを図る。

事務局：総務部総務課

3. 計画の進捗状況の公表

この計画の内容及び「温室効果ガス（CO₂）排出量の削減目標」並びに「目標達成に向けた具体的な取組み」の進捗状況は、「第2次富良野市環境基本計画、富良野市地球温暖化対策実行計画」の公表にあわせ、ホームページ等により公表する。